

総務市民委員会 会議録

日 時 令和3年9月16日（木曜日）

午前10時00分開会 午後1時18分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 議案の審査
 - (2) 報告事項
 - (3) 請願・陳情の審査
 - (4) 請願・陳情によらない意見書の提出について
 - (5) 各種委員会等委員の選出
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	今野 貴子
副委員長	吉田 博史
委 員	久松 猛
委 員	吉田 千鶴子
委 員	海老原 一郎
委 員	柴原 伊一郎
委 員	篠塚 昌毅
委 員	島岡 宏明

説明のため出席した者（15名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	塚本 隆行
消防長	鈴木 和徳
消防次長兼消防総務課長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
財政課長	山口 正通
総務課長	真家 達成

防災危機管理課長	皆藤 秀宏
管財課長	秋山 太
課税課長	川上 勇二
市民課長	佐野 善則
環境衛生課長	渡辺 善弘
予防課長	三上 健市
警防救急課長	本橋 一夫

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（１名）

○**今野委員長** おはようございます。ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。早速、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第４６号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。議案書による説明になりますので、サイドブックは本会議フォルダの令和３年、第３回定例会、事前配布資料の中の資料、議案第４６号から第５７号をお開きください。それでは、執行部より説明を願います。

○**川上課税課長** 議案第４６号土浦市税条例の一部改正について、御説明いたします。市税条例の改正は、議案書の３ページでございます。令和３年度の税制改正に伴いまして、土浦市税条例の改正が必要となったことが、主な理由でございます。まず、市民税関係からでございます。条例の第２４条、その６行下の第３６条の３の３及び付則第５条の３についてでございます。こちら三つの条文につきましては、所得税において、扶養控除に該当しない年齢１６歳未満の者を、申告書に記入すべきなのか、記入しなくても良いのか、分かりづらい表記だったことから、市民税の非課税判定のため、必ず記入するよう、扶養親族についての定義を整理するものでございます。さらに、国外に居住している者を扶養控除の対象とすることができる条件が設定されたことによる改正でございます。改正の内容でございますが、原則として、令和５年分以降の所得税から、３０歳以上・７０歳未満の国外居住者を、扶養控除対象から除外するというものでございます。ただし、留学生や障害者、それから、生活費又は教育費として３８万円以上の送金をしているという関係書類が確認できる場合には、国外居住者であっても、今まで通り、扶養控除の対象とすることができるというものでございます。所得税の改正に合わせて、令和６年１月１日からの施行でございます。次に、改正条例の３行目、条例の３４条の７についてでございます。所得税におきまして、病院や私立学校等の特定公益増進法人等に対する寄附金について、その対象となる寄附金の目的が、出資に関する業務に充てられることが明らかな場合、寄附金控除から除外するという改正がされたことに伴いまして、住民税においても、所得税と同じ取扱いをするものでございます。また、この３４条の７の改正に当たりまして、過年度における改正漏れ、削除漏れでございますが、改正漏れが見つかったことから、併せて改正をお願いするものでございます。こちらの施行は、公布の日からでございます。次に、改正条例の中ほどでございますが、付則第９条についてでございます。これは、国民の健康づくり推進のため医療費控除とは別枠で設けられていたセルフメディケーション税制、２０２１年までの制度でございましたが、疾病予防策としての検証を引き続き行っていくことから、更に５年間、所得税において延長されたことに伴い、市税条例においても令和４年度を令和９年度に改めるものでございます。施行は令和４年１月１日でございます。最後に、固定資産税関係でございます。同じく、改正条例の中ほどの付則第１３条の２についてでございます。近年の気候変動による水害に対しまして、整備が追いついていない自治体があることから、民間事業者が雨水貯留浸透施設を整備しやすくするため、法整備がされたところでございます。そのようなことから、本市におきましても、民間事業者等と協働した雨水貯留浸透施設の整備をしやすくするため、対象となる償却資産の課税標準を３分の１にする特例を新設するものでございます。施行日でございますが、特定都市河川浸水

被害対策法の一部を改正する法律の公布日から起算して6か月を超えない範囲内で、政令で定める日となってございます。説明は以上です。よろしくお願いします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○久松委員 寄附金が出資と認められる場合という、例えばどういう場合ですか。

○川上課税課長 具体的に申し上げますけれども、Aという大学がBという研究所にある目的を持った研究をするという、そのような出資を目的とした寄附金をするものいたします。その場合に、Bの研究所の方が、A大学を経由して自分の所に戻ってくるというようなことがありますので、自分の寄附した金額が自分の元に戻ってくるという、この寄附金の控除からこのような場合は公平性の関係から外れるということで、出資を目的としたものは控除から外すというものでございます。こちらの条例にも但し書きがございまして、例えば、コロナウイルスのワクチンを開発するなどの特定の出資、このような場合は、国の方でこれは大事なことなので認めるというようなことがあれば、こちらの寄附金は出資を目的としたものでも認めるというようなものでございます。以上です。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 では、質問もないようですので、採決に移ります。議案第46号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第47号土浦市個人情報保護条例及び土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題いたします。サイドブックスは、ホームにお戻りいただきまして、総務市民委員会フォルダの、令和3年、9月16日開催の中の資料1をお開きください。それでは、執行部より説明を願います。

○真家総務課長 議案第47号につきまして、委員会資料によりまして御説明いたします。議案第47号土浦市個人情報保護条例及び土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。1番の改正理由でございますが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と呼んでございますが、この番号法の一部が改正されたことに伴いまして、本市にございます二つの条例の一部を改正するものでございます。次に、2番の改正の内容でございます。まず(1)の土浦市個人情報保護条例についての改正内容を御説明いたします。2点ございます。まず、1点目はアといたしまして、デジタル庁設置法の制定によりまして、情報提供ネットワークシステムの所管が、総務省から内閣直属のデジタル庁に変更されました。これに伴いまして、条例で定められております

マイナンバーが含まれる個人情報である特定個人情報を訂正した場合の通知先を、これまでの総務大臣から内閣総理大臣に改めるものでございます。つづきまして、２点目イといたしまして、番号法第１９条に第４号として新たな号が追加されまして、第５号以下が１号ずつ繰下げられたことに伴いまして、条例第２３条第２項で引用してございます第１９条第７号を第１９条第８号に、同条第８号を同条第９号に、それぞれ改めるものでございます。つづきまして、(２)の土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての改正点、３点について御説明いたします。まず、１点目アといたしまして、個人情報保護条例と同様にですね、番号法第１９条における号の繰下げに伴いまして、条例第１条及び第５条第１項で引用してございます、第１９条第１０号を第１９条第１１号に改めるものでございます。つづきまして、２点目イといたしまして、別表第２の一部改正でございます。特定個人情報を利用することができる事務といたしまして、別表第２の５の項におきまして、国民健康保険法による保険給付の支給、保険税の徴収又は保健事業の実施に関する事務を定めております。また、この事務の具体的な内容といたしましては、条例から委任された条例施行規則の定めによりまして、国民健康保険税の資産割額の算定事務が該当してございました。しかし、国民健康保険税の資産割につきましては、平成２８年度をもって廃止されてございまして、所管課でございます国保年金課に確認したところ、現時点で、新たに特定個人情報を利用する事務も予定もないとのことでございましたので、別表第２の５の項を削除するものでございます。また、この削除に伴いまして、同表の６の項以下が繰上げるとともに、今回削除する５の項で定義していた地方税関係情報の用語の定義規定を、繰上げ後の１０の項に移動するものでございます。最後に３点目ウといたしまして、別表第２における文言の整理を行うものでございます。３番の条例の施行日でございますが、番号法が令和３年９月１日に施行されましたことから、いずれの条例につきましても、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 質問もないようですので、採決に移ります。議案第４７号土浦市個人情報保護条例及び土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてには、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第４７号土浦市個人情報保護条例及び土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第４９号土浦市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**佐野市民課長** 議案第４９号土浦市印鑑条例の一部改正につきまして、御説明いたし

ます。はじめに、条例改正の趣旨ですが、土浦市印鑑条例につきましては、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものです。現在、印鑑登録証明書を取得するには、本庁舎や支所・出張所に来庁して取得する方法、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機で取得する方法、市内3か所の郵便局で取得する方法がありますが、今回新たに、申請者の個人番号カードとスマートフォンを利用して、オンラインで印鑑登録証明書の取得が可能となるよう、土浦市印鑑条例の一部を改正するものでございます。2の主な改正内容ですが、印鑑登録証明書の交付申請を規定いたします。土浦市印鑑条例第16条の第3項として、前2項の規定にかかわらず、土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証又は個人番号カードの提示を要しないと、第17条の第2項といたしまして、市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、当該申請をした印鑑登録者の住所に郵送することにより印鑑登録証明書を交付するものとする、を加えるとともに、文言の修正等を行うものでございます。条例の施行日は、令和3年11月1日からですが、第6条、第7条第1項第3号、第9条第1項及び第14条の改正規定については、公布の日から施行するものでございます。なお、個人番号カードとスマートフォンを利用した証明書取得等につきましては、9月1日の総務市民委員会時に御説明をさせていただきましたとおり、今回の議会で条例改正の御承認をいただければ、11月1日からサービスの提供を開始させていただきたいと考えております。説明につきましては、以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 確認なんです、発行手数料というのは、どういうふうになるんですか。

○佐野市民課長 決済につきましては、クレジットカードの方で決済をしていただくような形になりまして、併せて郵送料についても含んだ形での決済という形を取りたいと思っております。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第49号土浦市印鑑条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号土浦市印鑑条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第55号財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。執行部より説明を願います。

○秋山管財課長 議案第55号財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）、御説明いたします。本日は、消防総務課檜山次長が同席しております。今回取得する財産は、災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入になります。契約金額は、税込で3,899万5,000円。契約予定の相手は、ジーエムいちはら工業株式会社。契約の方法は、随意契約になります。2ページをお開けください。2ページの7番、目的といたしまして、平成14年度に、神立消防署に配備した消防ポンプ車が、老朽化により著し

い性能低下のため、更新することにより、消防力の維持・向上を図るものでございます。また、財源として、8番補助といたしまして、総務省消防庁の緊急消防援助隊設備整備費を充てます。3ページをお開けください。今回購入車両の概要は、緊急消防援助隊として登録要件を満たした車両で、神立消防署に配置いたします。5ページの入札（見積）調書兼仮契約締結伺いをお開けください。こちらは、車両と機装込みで対応可能な7者により6月4日（金曜日）、11日（金曜日）に指名競争入札を行いましたが、それでも予定価格を上回ったため、最低価格提示額のジーエムいちはら工業株式会社と6月15日（火曜日）に仮契約を行いました。契約の方法といたしましては、地方自治法施行令167条の2第1項、随意契約8号の不落札による随意契約になります。予定価格は、税抜で3,545万4,000円。落札率については、99.99パーセントという結果でございました。3ページ、4ページにお戻りください。今回購入するポンプ自動車は、排気量約4,000cc、ディーゼルエンジンで乗車人員は5名、さらに、4輪駆動方式で、装備としまして、2段バランスタービンで、無給油式の真空ポンプを搭載した車両でございます。なお、納入期限は令和4年3月11日までとなっております。9月1日の総務市民委員会において、島岡委員から夏冬兼用のタイヤを検討しては、との御意見がありました。その後、仕様書を確認したところ、夏冬兼用タイヤで入札しておりました。スタッドレスとして別に購入するということはありません。ここで訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。財産の取得についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○久松委員 下取りはどうなっているんですか。

○檜山消防次長兼消防総務課長 この車両に関しましては、現在、真空ポンプが既に不良状態で、メーカーに問い合わせたところ、修理不能ということになってますので、今現在は、予備車で対応しているところなんです。そういった関係で走行上は何の問題もない車両ですので、この車に関する下取りは考えておりません。消防本部の中で新人等の運用訓練に使用しようと、考えているところでございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第55号財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）は、原案どおり決しました。次に、議案第56号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。執行部より説明を願います。

○秋山管財課長 議案第56号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入）、御説明いたします。今回取得する財産は、水槽付消防ポンプ自動車の購入になります。

契約金額は、税込で6,499万9,000円、契約予定の相手は、日本機械工業株式会社、契約の方法は随意契約になります。ここでお詫び申し上げます。9月1日の総務市民委員会の資料では、日本機械工業の住所及び代表取締役を記載しておりましたが、実際の契約者としては、八王子の本社営業部、部長山下康弘が契約者となります。申し訳ございませんでした。2ページの7番目的といたしまして、平成14年度に土浦消防署に配備した消防ポンプ車が、老朽化により著しく性能低下のため、更新することにより、消防力の維持・向上を図るものでございます。また財源といたしまして、8番補助として、防衛省の霞ヶ浦飛行場周辺消防施設設置助成事業を充てます。3ページをお開けください。今回購入車両の概要についての記載がございます。8,000リットルの水を積載できる車両で、土浦消防署に配置いたします。5ページの入札（見積）調書兼仮契約締結伺いをお開けください。こちら、車両と艀装込みで対応可能な7者により8月3日（火曜日）、11日（水曜日）に指名競争入札を行いましたが、それでも予定価格を上回ったため、最低価格提示額の日本機械工業株式会社と見積もり合わせを実施し、12日（木曜日）に仮契約を行いました。契約の方法といたしましては、地方自治法施行令167条の2第1項、随意契約8号の不落札による随意契約になります。予定価格は、税抜で5,909万9,000円、落札率については、100パーセントという結果でございました。3ページと4ページに戻っていただきまして、今回購入するポンプ自動車は、排気量約8,860cc、ディーゼルエンジンで乗車人員は6名、さらに、4輪駆動方式で、装備としまして、2段バランスタービンで、無給油式の真空ポンプを搭載した車両でございます。主要装備としまして、8,000リットルの水槽、電動吸管巻取り装置、放水銃等を装備したポンプ車でございます。こちらについても、災害対応特殊消防ポンプ自動車同様、夏冬兼用のタイヤでございます。なお、納入期限は、令和4年3月18日までとなっております。財産の取得についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○久松委員 こちらの方の下取りはどうですか。

○檜山消防次長兼消防総務課長 この車両に関しましては、経年劣化が激しい車両でございまして、特に査定はつかないのですが、車両納入時にメーカーが持って行って、処分する形となっております。

○篠塚委員 入札の契約相手の代表者名が代わった経緯が分かれば。入札時期は、代表者の名前で入札だったのかな。それとも契約の時に代わったのか。何か分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○秋山管財課長 こちらにつきましては、変わった理由といたしまして、議案を出す際なんです、八王子の本社営業部部長ということで契約することになっておりましたが、こちらの議案書の方が間に合わなく、代表取締役を記載してしまいました。単純にこちらは私どもの方のミスであります。申し訳ございませんでした。

○篠塚委員 分かりました。単純ミスということで。入札時の名前と会社名は同じでも、代表者名が違うのであれば、今後何か困ったことが起こっては困るんで。単純ミスでし

たら分かりました。

○吉田（博）副委員長 課長，これは7者による指名入札ということで，第1回目は，皆，予定価格より上回ったということなんだろう。そうすると，1番低かった会社に見積もりでもって，市の希望価格で100パーセントの契約ということなんだけれど。7者全部が予定価格より上回っているということは，市の見積もりがおかしいんじゃないか，これ。安すぎるんじゃないかな。予定価格を決める時には，どこかの会社に見積もりを出させるんだよな。それを参考にして決めるんだけど，7者全部が予定価格より上回っているという入札は，これちょっとおかしくないか。

○檜山消防次長兼消防総務課長 こちらに関しましては，メーカーから当初見積もりをいただいて，予算付けしているところなんです，様々な協議の中で，過去の落札価格などの経緯を比較しながら，予算付けしております。そちらの減額があるものと想定して，予算付けに納得した部分がありますので，今後は，予算を担当する部署と綿密な協議を行いながら，予算付けしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田（博）副委員長 こういう入札はやっちゃいけないよ，これは。2回目は，辞退している会社があるんだから。これはみっともない入札だから，今後はやめるようにな。お願いします。

○檜山消防次長兼消防総務課長 おっしゃるとおり，今後はきっちり予算付け交渉をしてまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 質問もないようですので，採決に移ります。議案第56号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入）は，原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって，議案第56号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入）は，原案どおり決しました。以上で，当総務市民委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。暫時休憩いたします。

（午前10時37分休憩）

（午前10時45分再開）

○今野委員長 休憩前に引き続き，会議を再開します。次に，（2）報告事項に移ります。土浦市環境白書（令和2年度年次報告書）についてを議題といたします。サイドブックは，ホーム画面にお戻りいただきまして，その他資料フォルダの中のその他をお開きください。それでは，執行部より説明を願います。

○室町環境保全課長 土浦市環境白書（令和2年度年次報告書）がまとまりましたので，御報告いたします。環境白書は，本市の環境に係る骨格である環境基本条例や環境基本計画などの環境保全施策を体系的に掲載しております。環境基本計画では，自然環境，生活環境，快適環境，地球環境，人づくりの5つの基本目標を定めておりますことから，白書におきまして，その基本目標ごとの環境施策の状況と，環境に係る指標等を取り

まとめてございます。今回の白書は、昨年度のデータ・情報を更新しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。この環境白書については、市のホームページで公表するほか、本庁舎の情報公開室や市立図書館、各公民館にて閲覧できるようになっております。なお、環境啓発活動のメインであります環境展については、新型コロナの感染拡大の影響で昨年度は中止になりましたが、今年度の環境展についても、昨年度同様に中止ですが、その代替イベントとして、今現在、現在市役所本庁舎2階、市民展示スペースにて、地球温暖化防止ポスター展示を行っております。さらに、今後は、環境ポスター作品展の開催も予定しております。また、環境教育等につきましては、今後開催が可能なものについては、感染対策を講じながら実施するものとしております。私からの報告は、以上となります。

○今野委員長 ただ今報告のあった件について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 環境白書の15ページ、特定外来生物とあるんですが、アライグマが市内で65頭捕獲されたということなんですけど、アライグマはかなり増えているんですね。これによる被害というのはどの程度出ているのか、分かれば教えてください。

○室町環境保全課長 アライグマによる被害につきましては、被害そのものについては私の方で把握してございませんが、今年度に入りまして、毎週のように捕獲されたという話がありまして、週2、3回引き取りに行って、県南合同庁舎の方で処分をしてもらっている状況で、担当者も昨年度に比べると今年はちょっと増えているなという感覚でございます。以上でございます。

○篠塚委員 宍塚大池とか自然があふれている所に生息しているということなんですけど、市街地に出て来たりするような被害状況というのは聞いていますか。

○室町環境保全課長 宍塚大池などそういう所については、出ていたという報告はございませんが、宅地周りに罾を貸し出して設置しておりますので、そちらにかかったものを処分しているような状況なので、それだけ捕獲できているということは、ほかでも増えているんじゃないかというふうには推測されるところでございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 その他、執行部から何かございますか。

○皆藤防災危機管理課長 今年度の防災訓練についてでございますが、9月1日の総務市民委員会におきまして、10月16日に開催予定ということで、都和小学校を会場として準備を進めておりました。こちらコロナウイルスの感染状況の様子を見て、開催の可否について検討させていただきたいということを御報告させていただいたところでございますけれども、今回緊急事態宣言が延長されまして、感染状況等の収束もまだ目途が立っていないというところがございますので、10月16日の開催は中止ではなく、延期とさせていただきまして、日程を来年の2月辺りに変更させていただいて、準備を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。つづきまして、もう1件御報告がございます。皆様の御手元に避難所の場所や混雑状況が確認できるようになりますという資料を準備させていただいたところでございます。こちらは県の方の

事業でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえまして、避難所の密を避けるためですね、市民の方々が避難所の混雑状況をスマートフォンなどから確認できるというシステムでございまして、茨城県が株式会社VACANと協定を締結いたしまして、特設サイトを整備したものでございます。対象は、茨城県内1,600か所の避難所でございまして、土浦市も避難所の情報を提供させていただいて、専用サイトへの掲載をしたところでございます。特設サイトにアクセスすることですね、避難所が空いています、やや混雑、混雑、満員といった4段階の混雑状況を確認することが可能となるといったものでございます。こちらにつきましては、避難所の個別情報の入力ですね、それと避難所運営に携わる職員への説明等を実施しておりまして、その後、市のホームページ、SNS等で公開させていただいて、広報紙の方は10月中旬号に掲載をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○本橋警防救急課長 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第8回）について、御説明いたします。常備消防警防救急事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）でございます。補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症のデルタ株が主流となりまして、感染者の救急搬送が急増したことに伴いまして、感染対策資器材の使用も増加、感染資器材の備蓄分を補強するために増額補正するものです。補正科目は第1日常備消防費10節需用費消耗品費でございます。補正額は76万4,000円となります。財源でございますが、寄付金が50万円、一般財源が26万4,000円となります。寄付金に関しましては、ふるさと土浦応援寄付金（企業版）といたしまして、株式会社ダスキン土浦から受けたものになります。整備品は、感染防止衣の上が250着、下が350着。N95マスクが360枚。アイソレーターといいまして、密閉式の患者搬送医療器具のフィルターを5セットとなります。現在までの新型コロナウイルス感染症患者の搬送状況ですが、昨年度令和2年8月に本市で初めて搬送してから、今年の7月末の12か月間で陽性者の救急搬送は34人でしたが、今年8月ひと月のみで1.7倍の57人と急増いたしました。9月に入りまして、15日までで11人の陽性者を搬送と、少し落ち着いてはいるのですが、昨年から総勢102名を搬送しているところです。感染者がまだ多い状況ですので、今後を見据えて対象として考えております。以上です。

○今野委員長 その他執行部から何かございますか。

（「ございません」という声あり）

○今野委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

○柴原委員 今年の3月の定例会でね、その時に私の家の防災無線の声が割れてしまって全然駄目なんです。それで今検討しているところで、修理を頼んでいるところであつたので、その後どうなったか。今も防災無線の修理はやっているんだろうけど、その辺りをお願いします。それとね、お昼に時報が何か鳴らすことはできないのかな。時報。12時の時報。田舎の方では畑に行って、いつ帰ってきたらいいのかというような心配している人もいます。お昼も食べないでやっている人もいたりして。そういうことも考えてもらえないと思うんだよね。後一つはね、この前の県会と参議院の

土浦選挙あったよね。その時に入場券が出ない人がかなりいるようです。入場券のない人が。それでかなり私の所に来たんですが、投票所に行って訳を言って投票用紙を貰った所もあります。そういうことのないように。丁寧に。防災無線の方は特に。市民サービスのためだと思うんですよね。昔のことを言っても仕方ないですが、新治では選挙管理委員会が防災無線を使って、土浦は流してないんだよね。防災無線で。きちっとした市民サービスを考えてやってもらわないと困るんです。その点だけよろしく願いしたいと思ってます。

○皆藤防災危機管理課長 一つ目の防災無線が聞きづらいということに関しまして、防災危機管理課の方で年間を通して保守点検をしているところでございますので、そちらにつきましては、確認の方をさせていただければと思います。それと、防災無線の活用についてでございますが、お昼の時報などでございますけれども、活用している市町村もございますけれども、土浦市だけではなく、ほかの市町村においても、非常に苦情も多いということでございます。内容的には、子どもを寝かしつけているのに音で起きてしまう、夜勤明けの方が寝ている時間というのもございます。また、広報紙やホームページ等で周知を図っているものについて、また流す必要があるのかというような苦情等も今現在も多く出ているところでございますので、その辺につきましては、慎重に検討していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○柴原委員 防災無線を流すといっても、時報だけならそんなにびっくりしないでしょうよ。ピンポンとやればいいんだもん。12時の時報だけ鳴らせばいいんだもん。それを長く鳴らしては、悪いけど。寝てた人も起きてしまう、それでは。そこら辺を考えて、条例条例というのではなく、できればやってくださいよ。

○吉田（博）副委員長 防災無線のさ、運用規程はあるのか。

○皆藤防災危機管理課長 はい、運用規程はございます。

○吉田（博）副委員長 では、その運用規程を提出するのと、今課長が言った苦情の内容等を委員会に出して。あるんですだけじゃなくて、あるならば我々にも示して。

○皆藤防災危機管理課長 そちらの方を準備させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 その件に関して、私から一言。前回の定例会で一般質問をさせていただきまして、今回の防災無線の使用方法も少し市民サービスを視点に捉えたらどうかということで、苦情があるという、今皆藤課長から説明があったようなことを答弁でいただきましたけれども、実際苦情はどんな事柄にもあるとは思いますが、今地元を歩いていると苦情については、私は1度も耳にしていないんですね。それよりも、やはり情報を流すべきではないかという意見しか私の耳には入ってこないんです。前回の一般質問でも言いましたが、長いセンテンスでお伝えするのではなく、短い文章で端的に説明して、後はホームページでお確かめくださいとか、市報を御覧くださいということであれば、それほど長い文章にもならないで、必要な情報が入るかと思います。コロナのワクチンの接種に関しても、ほかのことに関しても、結構重要なことが皆さん意外と御

存じないんですね。ホームページを見ている人、どれだけいるんでしょう。市報もね、見る人というのはそれほど思っているよりは多くはないんじゃないでしょうか。です。で、前もお伝えしましたがけれども、取りに来させる情報でしかないんですよ、土浦市が流しているのは。ホームページと市報だけなんですよね。だったら、有効に防災無線を使って。苦情があると言っても、副委員長が言ったようにどういうもので、どの程度なのか、何件なのか。はなからできない、これがあるからできないという言い方ではなく、やはり私たちの仕事は市民サービスが第一義だと思いますので、それをどのようにしたら達成していけるのかという視点で執行していただきたいなと思います。それとも一つ。私が質問した時に東京電力と東部ガスとN T Tでしたか、防災に対して。停電があったりした時は、防災無線の活用というのを。例えば停電だとしたら、東京電力から書面によって要請があった時に流すという書類をいただいたんですけども、それでは対応できないんじゃないかという話をした時に、それは考えますというお話があったように思うんですが、それはどの程度進捗しているかというのも併せて資料提供していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○篠塚委員 今の件です、土浦市から市民の皆様へ情報発信をしているいろいろなものがあると思うんですが、その一覧ももし一緒に出していただければ、どういう形で情報を発信しているのかと、それから、緊急時の情報発信はこうとか、日常時はこうとかいろいろあると思うので、その情報発信の方法を出してもらえれば、改めて確認できると思うので、よろしくお願いします。

○久松委員 先ほどのコロナの救急搬送の件なんですけれども、救急搬送して入院ができない自宅待機のような状況というのは、土浦市では起きてますか。

○本橋警防救急課長 消防本部の方では、そのような情報は分かっておりません。以上です。

○吉田（博）副委員長 佐々木課長、今消防のコロナで出てきたんだけど、ふるさと応援寄付金の企業版。やっているとは聞いていたんですけども、今現状どういう状況になっているか、ちょっと説明いただければ。

○佐々木政策企画課長 企業版ふるさと納税が始まったのが平成28年でございます。最初の頃はですね、国で大々的にやったんですけども、なかなか進まなかったと。その要因といたしましては、企業が企業版ふるさと納税として市に寄付をすると。それで、市の方はどういったものに使うために寄付を受けるのかと、それを決めた後に国に計画を出して、国から了解をもらえれば企業版ふるさと納税として受けて、企業については6割の控除ができるという話で、完結するまでに長い時間を要するということで、土浦市においても1件もなかったような状況でございます。それが、令和2年度に制度が大きく変わりました。内容といたしましては、まず企業の控除の額が6割から9割に引き上げられたと。それと先ほどお話しした計画の部分ですか、我々の方で昨年度にまちひとしごと創生総合戦略というものを作りました。この計画を国に申請し、計画の中で理解できるのであれば、個別の計画は必要ないということで、我々の方も昨年度その計画を申請しまして、国の方の了解を得たところでございます。その中で、企業に様々な場面

で企業版ふるさと納税をPRしておりまして、昨年度コロナの関係でガバメントクラウドファンディングということで、障害者施設と高齢者施設に体温計を配付した同時期にですね、つくば市の事業者から企業版ふるさと納税をやりたいということで話がございまして、目的としては公立の保育所、民間保育園、認定子ども園に非接触式の体温計を配りたいので、来週には寄付をしたいとの話がございまして、かなり急な話でございまして、企業版ふるさと納税については、その当該年度に使わなければならない、目的を達成しなければならないという条件がございまして、我々の方も24万6,000円の寄付を受けまして、61施設に非接触式体温計を配ったところでございます。これが第1号でございまして。今年度に入ってから、ふるさと納税の事業者と我々がイベント等で活用している事業者から企業版ふるさと納税のちらしを配ったところ、いくつかの事業者から寄付をしたいという相談を受けまして、今回のダスキンさんも、本市としては2例目でございまして、8月に話があり、8月中に寄付をしたいという話でございまして、コロナ対策に使って欲しいと50万円の寄付がございましたため、追加議案として上げさせていただきたいというものでございます。ほかにも一つ、二つ話の方が来ている状況で、事業者にとっては9割控除ですのでかなり大きな話になりますので、このコロナの時期でもプラスになっている事業者は、このような制度を検討している事業者が増えてきている状況でございまして。以上でございまして。

○吉田（博）副委員長 年度内に寄付を受けたものは年度内にやるということで、今の課長の話でいうとダスキンさんも決算かな。やっぱり企業だから、1年間やってみて、今年度は結構利益が出るなと。そういう時にこれを利用しよう。9割も控除できるんだから。会社にとっても大きいからね。8月に話があって、8月中に寄付をしたというのは、まさにその部分だと思うんだけどね。このコロナで法人市民税も3割から減って大変だけれども、中にはやはり利益が出ている企業もあるというのは事実だからね。今後もう少しPRしていけるといいのかなという気がするけどね。使い勝手もいいよね。頑張ってみてください。

○佐々木政策企画課長 そのとおりでございまして。今は我々に関連している事業者に送っているような状況ですが、これを広げて周知できるような方法を考えたいと。後もう一つ、企業版ふるさと納税の条件の部分で、本社が市内にないという条件がございまして。市内に本社がある事業者は当該市には納税はできないと。ですから、市外の事業者にいかんPRしていけるのかというのが課題になってございまして、その辺検討して速やかにPRしていけたらそのように考えているところでございまして。以上でございまして。

○篠塚委員 前回の委員会でお話しした市章の件なんですけど、その後検討していれば、お話を伺いたいなと。

○真家総務課長 市章の色の件でございまして、6月定例会の総務市民委員会において、篠塚委員から御提案いただいたところでございまして、本件につきましては、ただ今他市町村の先例事例も含めまして調査中の段階でございまして、できれば11月の総務市民委員会におきまして、委員の皆様にご案内をさせていただければというふうに考えてございまして。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので、執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ここで暫時休憩といたします。11時25分から再開いたします。

(執行部退席)

(執行部入室)

(午前11時15分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○今野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。(3) 請願の審査に移ります。第2回定例会で提出され、継続審査になっております請願2件を議題といたします。始めに、受理番号4 茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて、茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願について、審査を進めてまいります。サイドボックスは、総務市民委員会フォルダ、令和3年、9月16日開催フォルダの中の資料7をお開きください。それでは、茨城県地域防災計画の内容と計画策定の進捗状況について、執行部より説明をお願いします。

○皆藤防災危機管理課長 内容について、説明させていただきます。茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)の内容でございますけれども、原子力災害等が発生または拡大した場合といたしまして、原子力災害の復旧に必要な対策を国、県、市町村、関係機関等で防災に関してやらなければならないことなどを定めているようなものでございます。進捗状況等でございます。こちら、最終改定は令和3年3月に改訂されたものでございます。公表の日付としては3月15日の日付で公表と、県のホームページの方には3月22日に公表されているものでございます。こちらの計画でございますけれども、今後の改定期等でございますけれども、県の原子力対策課の方に確認いたしましたところ、原子力災害時における基本的な考え方、例えば防災対策基本法関係法令等が改正があった場合、関係する部分に追加、変更があった場合などに改正されるもので、次の改正の時期は決まっていないというものでございました。次に2番と3番を見ていただきたいんですが、改正内容の背景等といたしまして、国におきまして、原子力災害発生時の新型コロナウイルス感染症対策が示されたことに伴う改正ということでございます。資料の2枚目を見ていただきたいと思います。こちらが、国が示しました新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた、感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方でございます。こちらの内容に基づきまして、今回改正が行われたものでございます。改正の内容でございますが、3枚目の方を御覧いただきまして、1番上の(2)の部分でございます。避難、屋内退避等の実施方法について、こちらにつきましても、感染症対策の観点からですね、30分程度に1回、窓を全開にするなどの方法が書かれているところでございます。4枚目をお願いいたします。3番の避難所の開設、運営等という所の(6)でございますけれども、こちらにつきましましては避難所開設運営の際の感染症対策について記載されたものでございます。つづきまして、もう1枚の方をお願いいたします。最後のページになりますけれども、3番の緊急輸送体制の確立と

ということで、こちらは原発で災害があった場合、向こうから避難先まで避難する間の車両ですね。車両内とかそういうものの中での感染症対策を記載したものでございまして、こちら3件ともですね、今回の改正で新たに加えられたものでございます。内容等は指定避難所に避難する前の一時集合場所、また指定避難所まで避難する際の車両等での内容。また、避難所での内容ということで、それぞれの中で人と人との距離の確保、換気、マスクの着用など災害発生時の感染症対策に対するものが書かれているものでございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御意見を伺ってまいります。

○**篠塚委員** 今回ちょうど茨城県の知事選が行われ、知事の公約の中にも、東海第二原発の件に関して検討するようなお話もありましたし、まずは県の方でもですね、この感染症、コロナ感染症、感染者の避難経路とか避難場所とかいうものも検討して、この間発表されていたようですので、これからも感染者と感染症、あらゆる感染症の予防対策とか、少し分かってくるのかと思うんですが、その辺もう少し調査した方が、県の動向も踏まえてですね、それから調査して意見書を出した方がよろしいかと思うんで、もう少し調査研究の必要があると思うんで、継続審査でいかがなものでしょうか。

○**吉田（博）副委員長** 今のこれ見ると、陳情は知事に対してさ、原子力で避難する時にコロナの感染症対策も一緒に考えて避難経路及び対策をしなければならないでしょう、その意見書出しますよ、それに賛同してくださいってことなんでしょうけども。今の地域防災計画、これは今年の3月だな。直近だもんね、これ。県も知事も考えてこれやってるってことは事実だよな。ただ、篠塚委員が言うように更なる計画が、知事選も終えてあるのかどうか、その辺も見極めたいという判断だから、それでいいと思いますよ。ただ、やってることはやってるよな。

○**久松委員** 基本的にはやってると思うんだけど、更なる調査ということならそれでいいでしょう。この資料にも示されているように、県としての防災計画の中でのコロナ対策が位置付けられているわけだけでも、さらに県の動きがあるとすればそれも考慮に入れる必要があると思うので、継続審査で結構です。

○**海老原委員** こういったコロナ状況の中、ちょっと国の動きも見たいというところもあるので、継続審査で。

○**吉田（千）委員** 皆さんと同様なんですけど、今示していただいたように、コロナ対策、そうしたことも今やってますよという状況は見えてきてるかなというふうには思います。そうした中で具体的にもう少し見えるものがあるとすればありがたいというか、必要なことでございますので、皆さんと同様もう少し見極めたいということで、継続審査ということで。

○**柴原委員** そうだね。これも継続してもう少し研究していくことも必要だと思っております。皆さんと同様で結構です。

○**島岡委員** 皆さんと同じように継続で研究して。

○**今野委員長** 副委員長も継続ということでよろしいですね。それでは、受理番号4茨

城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて、茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願については、全会一致で継続審査に決しました。羽生総務部長と皆藤防災危機管理課長は退席いただいて結構です。ありがとうございました。つづきまして、受理番号5第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書について、審査を進めてまいります。前回の総務市民委員会においては、この請願に対しまして、委員の皆様から賛成、反対の両意見がございました。また、土浦市としてどのようにカーボンニュートラルに取り組んでいるか、具体的な政策や今後の方向性等を調査研究した上で、審査をするべきとの御意見がありましたことから、第6次エネルギー基本計画の内容と計画策定の進捗状況並びに土浦市のカーボンニュートラルの取組について、執行部より説明を願います。

○室町環境保全課長 私の方からは情報提供といたしまして、第6次エネルギー基本計画の進捗状況と土浦市の地球温暖化防止の取組状況についての2点について御説明させていただきます。資料の1ページの1番を御覧ください。まず、エネルギー基本計画とはについてでございますが、こちらは国のエネルギー需要に関する中長期的政策の基本指針でエネルギー政策基本法に基づき、こちらに記載の三つの基本方針にのっとり、政府が策定しているもので、2番にはこれまでの経緯を記載してございまして、2003年に初めて策定されまして、その後世界のエネルギー情勢や環境保護の機運、国内世論などを視野に入れながら、今まで3、4年ごとに改定されておりました、最新の計画につきましては、2018年に策定された第5次計画となっているところでございます。次に3番を御覧ください。現在策定を進めております第6次計画については、政府の政策分科会にて昨年の10月から議論が行われておりました、計画の原案が取りまとめられ、今月の3日から来月の4日までを期間としたパブリックコメントが実施されているところでございます。4番を御覧ください。パブリックコメントで公表されている計画案の中に、電源構成の計画についてございますので、御説明いたします。この表の縦の行が電源の構成の内訳となっておりまして、1行目の再生可能エネルギーについては、太陽光や風力を活用した自然エネルギーでありまして、二つ目の原子力と併せて、この二つが二酸化炭素を排出しない脱炭素電源として位置付けられてございます。その下の行、天然ガスを始めとする化石燃料を使ったものが、火力発電となります。最後の行には、今回追加されました水素・アンモニアを活用した新しい燃料でございます。表の横の列につきましては、実績を含めた計画の推移を示してございます。震災前とあるのが、10年前の東日本大震災以前の実績値、次の列が2018年の最新の実績値でございます。その次が現在の計画である第5次計画における2030年度の目標、その次が現在策定を進めております第6次計画の2030年度の目標となっておりまして、その脇の表が請願に示されている目標でございます。表の中の再生可能エネルギーの推移について説明させていただきます。震災前は9パーセントでしたが、震災後の電力自由化によって再生可能エネルギーに着目した電力会社が次々市場に進出したことが背景にございまして、2018年には、17パーセントと大幅に増えてきている状況にございます。第5次計画では、再生可能エネルギーの割合を、22から24パーセントを目標として

おり、さらに、国では2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言したこともあり、現在策定を進めている第6次計画は、再生可能エネルギーの割合を、36から38パーセントと目標を引き上げている状況にあります。エネルギー基本計画についての説明は、以上となります。

2ページ以降については、土浦市における地球温暖化防止に向けた取組について御説明いたします。土浦市では、令和2年3月に第二期計画土浦市地球温暖化防止行動計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進しております。このページの表にありますとおり、四つのテーマを設定しまして、九つの主な取組を進めているところでございます。主な取組を御紹介します。一つ目のテーマである最新技術の導入中で、再生可能エネルギー・エネルギー高度利用技術の導入の取組を列記しております。また、LED照明の導入、太陽光発電システムの導入、公共施設への省エネ機器の率先導入や3つ目のテーマである低炭素型のコンパクトなまちづくりの中の取組として、建築物の省エネ化などで代表されるハードの面での取組がございます。そのほか、ソフトの面の取組として、二つ目のテーマの中の取組にあります、環境教育の推進やごみの削減などの取組を行っているところです。説明は、以上となります。

○**今野委員長** ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御意見を伺ってまいります。

○**久松委員** 地球環境はこのCO₂の削減のいかんで、これが思うようにいかないと危機的な状況になると。というような状況に今現時点で立っているとそういうふう思うんです。そういう意味では、CO₂の削減を成功できるかどうかは鍵だということ、ヨーロッパなどでは非常に積極的な目標を立てているわけだけでも。私はそういう点からしても、この請願事項の3点については賛成だと、推進すべきだというふうに考えます。したがって、この請願については採択すべきだと思います。

○**海老原委員** 趣旨については賛成できるんですが。最近のことなんですけど、土浦市の取組の中で、水素についてあったよね。現在、今の時点でね、水素ガスを利用した車とプリウスみたいな車で東京から下関行った場合に、水素ガスの方がまだ高いんだよ。燃費が。そういうことも含めて、もう少し研究が必要かなと。ですから、私も継続ということ。

○**篠塚委員** この意見書の趣旨は分かるんですが、意見書の中でですね、原発の廃炉とか、それからちょっと目標設定がかなり高い。60パーセントですかね。再生可能エネルギー。現在、太陽光発電のパネルの寿命が10年と言われてるんで。これがまた、今最初に設置したのが廃棄するとどうなるかとか。太陽光発電も変わってくるでしょうし。先ほど海老原委員が言ったように、水素燃料に関してもいろいろ出てくると思うんで。高い目標でやるべきだとは思いますが、内容からいうと採択まではまだできないのかなと思うんで、もう少し調査をして、継続してより良い意見書を提出した方がよろしいかと思うんで。もう少し調査研究の必要があるので、継続がよろしいかと思います。

○**吉田(千)委員** 趣旨は私もよく理解いたします。私共公明党としても、原発に依存しない社会、原発ゼロ社会を目指しておりますので、よく理解をするところでござい

す。ただ、今篠塚委員の意見にもありましたが、大変高い目標ということで、まずは先ほど示していただきました資料にもございますけれども、太陽光あるいは風力など再生可能エネルギー、水素ガスを含めてですね、そうしたものの普及がとても大事になってくるだろうと。それからまた省エネルギーの促進ということがとても求められる社会ということにはなっているというふうに認識しております。また、化石燃料、これは有効に利用する、火力発電の高効率化ということも非常に研究を重ねていただきたいという、そういう思いでございます。そうした中で、この今述べました3本柱で持続可能な経済社会の構築ということが、経済成長と両立をさせていくという、そこが大事だろうということで、この請願の中に、原子力発電は再稼働ではなく、すぐ廃止にするという状況が述べられております。経済成長、そういったものもしっかりと両立させながら、原発への依存度を徐々に減らして将来的に原発に依存しない社会、原発ゼロを目指していきたいとそうように考えます。また、建設後40年を経た原発の運転を制限する制度を厳格に適用してまいりたいという考えもございますので、この趣旨には理解をするのですが、私としては不採択ということにしたいと思うところです。

○柴原委員 こういうことはいいのはいいけども、もう少し研究しながら継続していった方がいいと思います。

○島岡委員 私も趣旨は分かるんですけど、あまりにも性急な目標設定でございますので、いろいろな所にひずみがきてしまうのではないかと私は思っております。先ほどもございましたけれども、水素がこれからまた重要な事業を占めてくるようなこともございますので、その動向を見ながらというところがございますので、継続研究してはいかがかと思います。

○吉田（博）副委員長 部長、国内の原発というのは、今再稼働するとか許可するのとしなないとか、ほとんど止まっている気がするんですけど、何基くらい動いてるんだ。

○室町環境保全課長 こちらの資料の1ページの4番に原子力のパーセンテージが載っているかと思うんですが、震災前は25パーセントだったのが、今現在6パーセントということで、震災で止まったままあまり動いておらず、再稼働についてはなかなかできないかなという状況で、この目標については、22から20パーセント程度となっております数字というのが、今ある原発を全て動かした場合はここまでもっていけるという数字を示しているところで、新たに増やすという計画にはなっておりません。

○吉田（博）副委員長 国の政策としても、新たな原発は考えていないんだよな。ただ今ある原発の寿命を延ばして再稼働をしながら、段々に減らしてっていう考えなんだよな。今6パーセントでしょ。原発のエネルギー6パーセント、化石燃料とかいろいろ考えても、今の日本の経済を回している企業とかなんかを考えた場合に、6パーセントなんていうのは、ほとんどゼロと同じくらいのあれだね。と私は思うんだけどね。

○塚本市民生活部長 ただ今吉田副委員長からありました、経済区の絡みという部分で、どうしても自然再生可能エネルギーについては、電力が不安定な部分があるということ。そういうことから経団連とかそういう所のヒアリングについてもある程度ベースとなる電力、こういったものの必要性も言われている所でございます。その辺のバランスをと

りつつというところになるのかなと感じているところでございます。

○吉田（博）副委員長 そうだよな。だから極端にゼロって、今すぐゼロって言われてもこれは誰でも分かりましたとは言えないよね。経済が動いているわけだからな。そういうものも考えてもう少し研究した方がいいんじゃないかな。

○今野委員長 それでは、受理番号5第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書について、継続審査を求める御意見がありましたので、継続審査についてお諮りいたします。本請願を、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

（吉田（博）副委員長，海老原委員，柴原委員，篠塚委員，島岡委員）

○今野委員長 継続審査に反対の方は挙手願います。

（久松委員，吉田（千）委員）

○今野委員長 賛成多数であります。よって、受理番号5第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書については、継続審査とすることに決しました。執行部の皆様は退席いただいて結構です。ありがとうございました。暫時休憩いたします。

（執行部退席）

（午前11時59分休憩）

（午後1時再開）

○今野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、（4）内々で付託されております、全国市議会議長会から提出依頼がございました、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。サイドブックは、資料9をお開きください。それでは事務局より朗読をお願いします。

○津久井議会事務局主任 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。記。1令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財源運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。2固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よっ

て、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。3 令和 3 年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については、令和 3 年度限りとすること。4 令和 3 年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○**今野委員長** それでは、採決いたします。この意見書の提出に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○**今野委員長** 全員賛成でございます。では、この内容で提出させていただきます。この後の全員協議会で全議員に説明を行い、本会議へ上程してまいりますので、よろしくお願いいたします。次に、(5) 各種委員会委員の選出に移ります。まず、土浦市空家等対策協議会委員でございます。今までは、柴原委員にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

(「継続で」との声あり)

○**今野委員長** 柴原委員との声がありましたが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○**今野委員長** それでは、柴原委員よろしく申し上げます。以上で総務市民委員会を閉会いたします。長時間にわたり、お疲れ様でした。